

第Ⅰ部

総合事業に関する事務関係

事業対象者の相談からサービス利用まで

①相談

被保険者は窓口（市役所・各総合支所・地域包括支援センター）に相談

②聞き取り

要介護認定申請

被保険者または代理の方から、相談の目的や必要と考えているサービスを聞き取る。聞き取りの結果、必要と判定された方については要介護認定申請の手続きに進む。

③総合事業の説明

総合事業の目的や内容、メニュー、手続き等のほか、以下についても説明する。

○総合事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して基本チェックリストに該当する者を事業対象者とし、迅速なサービスの利用が可能であること。

○事業対象者となった後や、総合事業によるサービスを利用し始めた後も、必要な時は要介護認定等の申請が可能であること。

○利用したいサービスを確認し、必要に応じて地域包括支援センター等で介護予防ケアマネジメントを実施すること。介護予防のための住民主体の通いの場など、一般介護予防事業の利用のみを希望する場合は、それらのサービスにつないでいく。

事業対象者の相談からサービス利用まで

④基本チェックリストの実施

実施に際しては、「基本チェックリストの考え方に基づき、質問項目の主旨を説明しながら、本人が記入又は本人に聞き取りを行い地域包括支援センター職員が記入を行う。

サービス利用のための手続きは、原則、被保険者本人が直接窓口に出向いて行うものであるが、本人の電話による相談や、家族からの相談の場合は、必要に応じて訪問を行う。

⑤事業対象者の特定

基本チェックリストの活用・実施の際、質問項目と併せ、利用者本人の状況やサービス利用の意向を聞き取った上で、振り分けを判断し事業対象者を特定する。

⑥基本チェックリスト及び介護予防サービス事業計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書

地域包括支援センターは、基本チェックリストおよび介護予防サービス事業計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書を市に提出する。

市は地域包括支援センターから、基本チェックリストおよび介護予防サービス事業計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出を受理する。

事業対象者の相談からサービス利用まで

⑦被保険者証の発行

市は被保険者証を発行し、被保険者(事業対象者)に送付する。
(届出受理後、およそ1~2週間程度で発送予定)

⑧アセスメント、ケアプラン(案)作成、サービス担当者会議、サービスのご案内

地域包括支援センターは、被保険者(事業対象者)に対してアセスメント結果に基づきケアプラン(案)の作成、サービス担当者会議の開催、サービスのご案内等を行う。

⑨ケアプランの同意

被保険者(事業対象者)はケアプランに同意し、契約を締結する。

⑩サービスの利用開始

事業対象者の相談からサービス利用まで(地域包括支援センター)

被保険者

西海市(保険者)

地域包括支援センター

①相談

②聞き取り

④基本チェックリストの
実施

③総合事業の説明

⑥介護予防ケアマネジ
メント依頼届出書の提出

⑤事業対象者の特定
※非該当者は、一般介護予防事業紹介

⑥依頼届出書受理

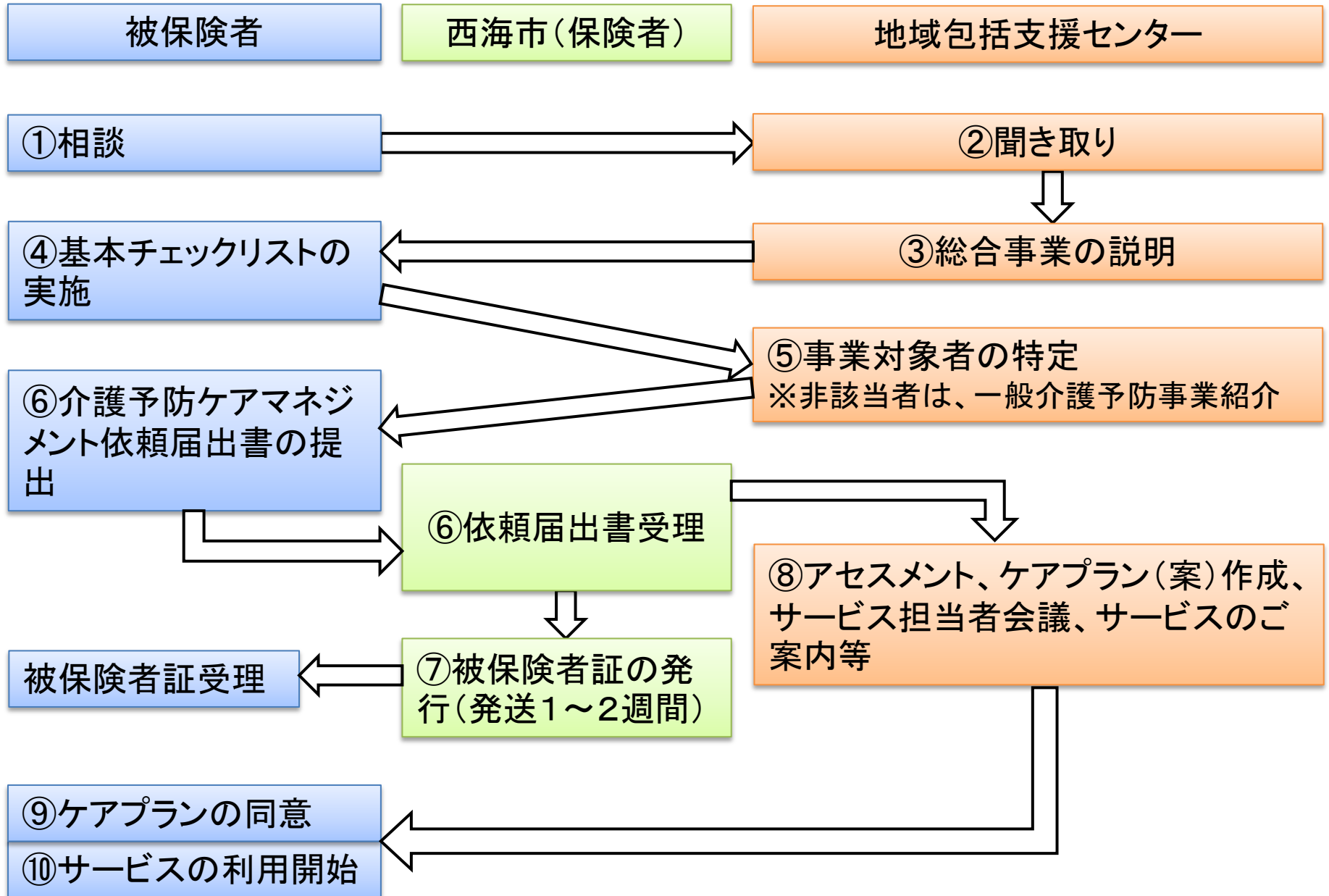
被保険者証受理

⑦被保険者証の発行
(発送1~2週間)

⑧アセスメント、ケアプラン(案)作成、
サービス担当者会議、サービスのご
案内等

⑨ケアプランの同意

⑩サービスの利用開始



事業対象者の被保険者証(例)

(一)

介護保険被保険者証			
番 号	0000123456		
住 所	〒857-0000 長崎県西海市 〇〇町〇〇〇〇〇		
フリガナ	サイカイ タロウ		
氏 名	西海 太郎		
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	性別	男
交付年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		
保険者番号並びに保険者の名称及び印	422121 〒857-2392 長崎県西海市大瀬戸町瀬戸極瀬部 222番地 西 海 市 電話 0959-37-0024		

(二)

要介護状態区分等	事業対象者	
認定年月日 (事業対象者の場合は、 認定年月日から算出)	〇〇年〇〇月〇〇日	
認定の有効期間	～	
居宅サービス等	区分支給限度基準額	
	～	
1月当たり	単位	
サービスの種類	種類支給限度基準額	
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		

(三)

給付制限	内 容	期 間
		開始年月日 終了年月日
		開始年月日 終了年月日
		開始年月日 終了年月日
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	西海市地域包括支援センター	届出年月日〇〇年〇〇月〇〇日
		届出年月日
		届出年月日
介護施設等	種類	入所等年月日
	名称	退所等年月日
	種類	入所等年月日
	名称	退所等年月日

総合事業の事業・対象者ごとの実施方法

	要支援者					事業対象者			
	みなし指定事業者	直接実施	委託	指定事業者	補助	直接実施	委託	指定事業者	補助
	【現行】指定介護予防サービス事業者(第41条)	市町村(※1)	厚生労働省令に規定する基準に適合するもの(第115条の47)	指定事業者(第115条の45の5)	省令で規定	市町村(※1)	厚生労働省令に規定する基準に適合するもの(第115条の47)	指定事業者(第115条の45の5)	省令で規定
訪問型サービス	・現行相当の訪問型サービス	・訪問型サービスC	・訪問型サービスA			・訪問型サービスC	・訪問型サービスA		
通所型サービス	・現行相当の通所型サービス		・通所型サービスA ・通所型サービスC		・通所型サービスB		・通所型サービスA ・通所型サービスC		・通所型サービスB
その他の生活支援サービス			・配食サービス事業				・配食サービス事業		
介護予防ケアマネジメント	介護予防支援事業者 ※地域包括支援センター設置者が申請(第115条の22)	地域包括支援センター(第115条の46第1項) (第115条の47第4項)	—(※2)	—	—	地域包括支援センター(第115条の46第1項) (第115条の47第4項)	—	—	—

※1 直接実施の場合も、給付と同様のサービスを提供する場合には、指定事業者制度に基づき実施することを想定。

※2 要支援者に対する介護予防ケアマネジメントは、直接実施又は委託による実施を想定。

現行相当サービスの指定について①

①内容について

- ・旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護と同一の内容。基本的に、事業所の指定基準・報酬・加算等は旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護と同一。請求方法も国保連合会経由で変わりませんが、請求コードは総合事業専用のものとなります。

②指定申請について

- ・みなし指定を受けた事業者は申請不要。
- ・それ以外の事業者は、総合事業を開始した自治体の利用者に対しサービスを提供する場合は、利用者の保険者である自治体からの総合事業サービス事業者としての新規指定を受ける必要があります。

【みなし指定について】

・平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている事業所に対しては、同一内容のサービスを提供する事業所として、全国の市町村が平成27年4月1日に指定したとみなす規定です（医療確保推進法附則第13条）。

<有効期間>

平成27年4月1日より平成30年3月31日

※みなし指定を受けた事業者については、平成30年4月以降も事業を継続する場合には、利用者の保険者である市町村から総合事業サービス事業所として指定を受ける必要があります。

現行相当サービスの指定について②

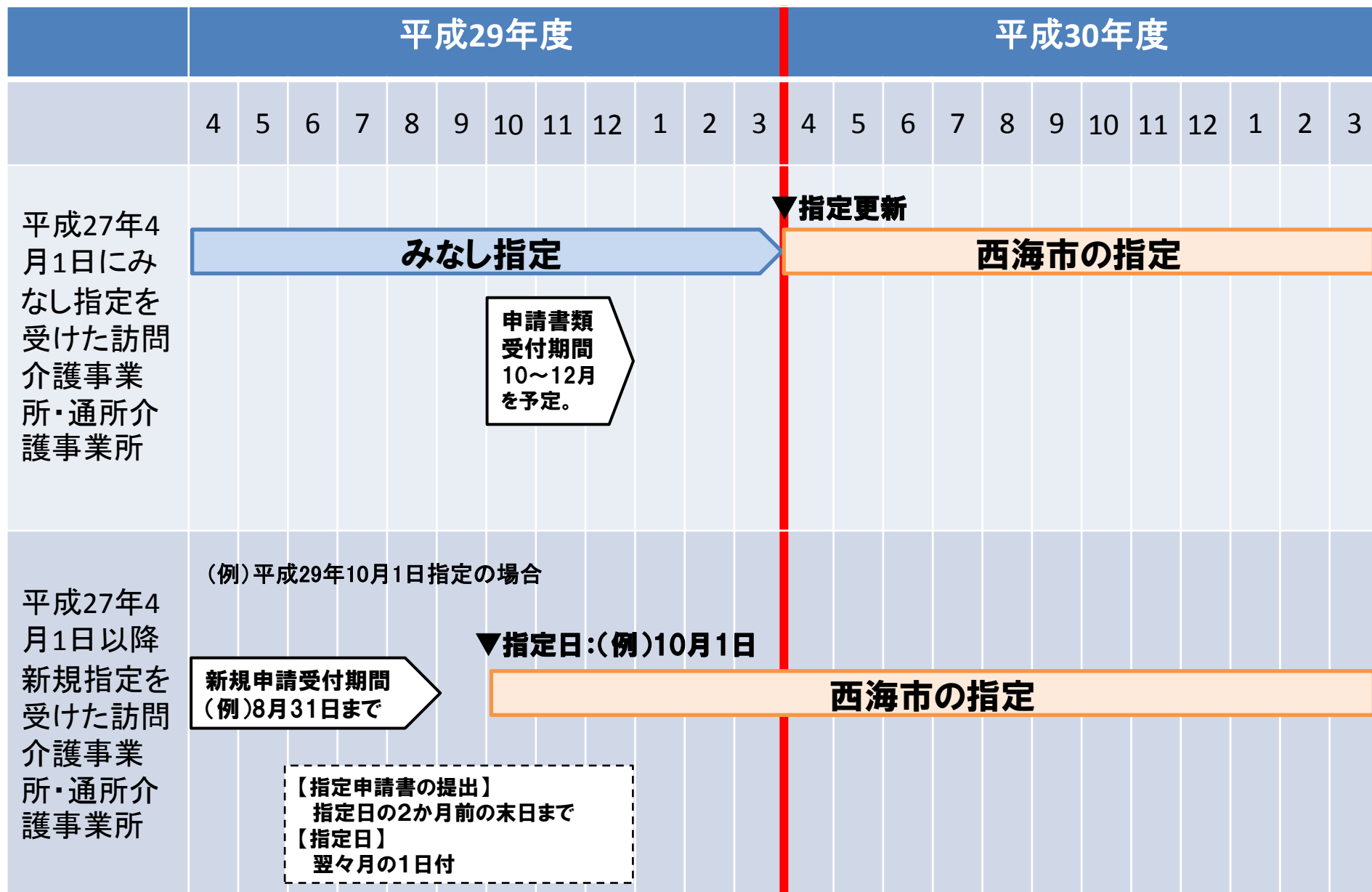
総合事業開始により指定内容等の変更があった場合には、それぞれ管轄の指定権者に変更届を提出する必要があることに注意。

提供するサービス		必要な事業所指定	指定権者
総合事業	介護予防訪問サービス 介護予防通所サービス (現行相当サービス)	総合事業サービス事業所の指定	西海市
介護給付	訪問介護 通所介護 地域密着型通所介護	指定訪問介護の指定 指定通所介護の指定 指定地域密着型通所介護の指定	長崎県 長崎県 西海市

西海市の訪問型・通所型サービスのサービスコードと指定申請について

サービス名	サービスコード	事業所別	指定申請・更新の有無	
			平成29年度まで	平成30年度以降
予防訪問型 (予防給付基準と同様)	A1	みなし指定訪問介護事業所 (平成27年3月以前指定事業所)	無	
	A2	新規指定・指定更新事業所 (平成27年4月以降指定事業所)	有	有
訪問型サービスA (基準を緩和したサービス)	委託(市直接)	サービスを受託する事業所		
予防通所型 (予防給付基準と同様)	A5	みなし指定通所介護事業所 (平成27年3月以前指定事業所)	無	
	A6	新規指定・指定更新事業所 (平成27年4月以降指定事業所)	有	有
通所型サービスA (基準を緩和したサービス)	委託(市直接)	通所介護事業所 (サービスを実施する全事業所)		

西海市介護予防・日常生活支援総合事業指定申請フロー(案)



※指定有効期間は6年です。

指定申請書類

- ◆ 指定申請書
- ◆ 指定に係る記載事項
- ◆ 定款等
- ◆ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ◆ 資格証の写し、雇用契約等の写し
- ◆ 管理者・責任者経歴書
- ◆ 平面図・運営規定
- ◆ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ◆ 資産の状況
- ◆ 介護保険法第115条の45第2項の規定に該当しない誓約書
- ◆ 役員名簿 等

※手数料について

第1号事業者指定申請手数料	1件	3,000円
第1号事業者指定更新申請手数料	1件	2,000円

事前質問に対する回答

予防支援(ケアマネのプラン作成)の業務委託は今後もあるのか。 予防支援の業務委託があるのであれば、委託料の変更はあるか。	今後もあります。 現時点で委託料の変更はありません。
総合事業(第1号通所介護、第1号訪問介護など)のみの利用をしている利用者の計画については、介護保険サービス外のサービスになるが、既存の計画書(A3で文字がたくさん書いてあるもの)を今後も使用するのか。 ※できるならば、総合事業のみを利用している方へのマネジメントプロセス(書類を含む)については、もっと簡素なものに変更してくれたら有り難い。	現行相当サービスを提供する場合は、既存の計画書を使用します。今後、介護予防給付のサービスの併用や介護予防給付のサービスへ変更する可能性を考慮すると、既存の計画書を使用するのが望ましいと考えます。
上記同様に、総合事業(A型、B型、C型など)のみを利用となる利用者の計画は、既存の計画書でのマネジメントは不要となるのか。 ※加えて、こういった場合の計画作成者は、包括支援センターの職員が担当することになるのか。	総合事業の多様なサービスのみの利用者の計画書は、簡略化したものになりますので、既存の計画書でのケアマネジメントは不要となります。 計画作成者は、訪問型サービスA・通所型サービスAについては西海市地域包括支援センター職員、通所型サービスC(短期集中)についてはサービス提供事業所となります。 通所型サービスB(住民主体)については、介護予防手帳を用いて住民自らがケアプランを作成します。
総合事業のみの利用をしている対象者のマネジメントの委託料も同等か。 ※そもそも、総合事業のみ利用の対象者についてのマネジメント委託はあるのか。	現行相当サービスについては、今までどおりです。 多様なサービスのケアマネジメントについては、西海市地域包括支援センター職員もしくは通所型サービスC実施事業所、通所型サービスB利用者(事業対象者によるセルフケアマネジメント)が実施します。ケアマネジメント単独での委託は現時点では想定しておりません。
総合事業の目的の1つに「社会保障費の抑制」があると思うが、西海市は総合事業を開始するにあたり、この目的を達成できそうか。どのような予測数値を出しているのか。 ※逆に、社会保障費(介護保険サービスにかかる費用)を西海市が抑えることができるのであれば、具体的にどのような取り組みをして、社会保障費(介護保険にかかる費用)を抑えようとしているのか。(例えば、介護保険の申請自体を水際(支所、包括)でチェックして、申請せずに総合事業に誘導する。など)	社会保障費の抑制については、非常に厳しいものがあります。国においても高齢化の進展に伴う社会保障費の自然増については如何に伸びを抑制するかということで、高齢者の医療費の負担軽減策の廃止やサラリーマンの介護保険料アップを来年度から予定しているようです。西海市では昨年10月から総合事業をスタートしましたが、5年前の平成24年度高齢者人口が10,187人に対し第1号被保険者の認定者が2,286人でしたが現在高齢者人口は増加していますが認定者が2,150人と減少しておりこれまで取組んできた介護予防の効果が出てきているのではないかと思います。介護給付費の予想については、平成37年度総合事業を含めた介護給付費を39億6500万円、基準の保険料を月額7,930円程度と見込んでおりできるだけ保険料の抑制に努めるよう予防事業を推進していきます。

平成29年4月から完全移行になるが、完全移行になった場合、「居宅(予防支援)」「予防通所介護」「予防訪問介護」は具体的に「変わる事」「変わらない事」「今後変わる予定の事」など、項目を分けて一目でわかる表などをいただけたら有り難い。	現行相当サービスの介護予防ケアマネジメント・訪問型サービス(みなし)・通所型サービス(みなし)については、平成28年10月に総合事業に移行しておりますので、平成29年4月1日時点から新たに変更するものではありません。しかし、平成30年3月31日のみなし指定終了に伴い、西海市の独自指定を受ける必要があります。平成30年4月1日から独自事業のサービスコードを使用しますので、詳細については後日関係事業所に通知したいと思います。
平成28年10月前に「契約書」「重要事項説明書」の読み替えについて同意を得たが、2枚目の書面の内容で良いでしょうか？(別添資料有)	良いです。
H29年4月からも計画書等は今までどおりなのか？	現時点で、現行相当サービスの計画書、介護予防給付サービスの計画書等に変更の予定はありません。
新規申請を支所の窓口で提出する際に、支所や職員の方によって対応が違っていたり、施設入所、ショートステイ利用希望の方の申請を行う際に総合事業の説明をされて困った。	今後、窓口説明会を実施し、窓口対応の標準化、向上に努めたいと考えております。
他市を利用している場合の請求について	平成30年3月31日までは、これまでどおりの請求は可能です。平成30年4月1日からは、他市の事業所でも西海市の独自指定を受けていないと請求できません。西海市に住民票のある利用者にサービス提供を継続する場合には、平成29年度中に西海市の独自指定を受けてください。
医療系サービス、福祉用具を利用している人が、追加で訪問介護、デイサービスを利用開始した場合の請求について又、逆のパターンの請求について	別添資料(第1回事業所説明会・資料Cの9枚目のスライド)を参考にしてください。なお、第1回事業所説明会の資料については、現在西海市ウェブサイトに掲載しておりますので、ご覧ください。介護予防支援費と介護予防ケアマネジメント費の請求は地域包括支援センターにて確認して行います。

予防給付から総合事業への移行③

ケアマネジメント 区分支給限度額について

利用者区分	サービス利用パターン例		ケアマネジメント	支給限度額(月)
事業対象者	事業(訪問介護)のみ		介護予防 ケアマネジメント	5, 003単位
	事業(通所介護)のみ			
	事業(訪問介護と通所介護)			
要支援1	給付のみ		介護予防支援	5, 003単位
	給付 +	事業(訪問介護)		
		事業(通所介護)		
	事業(訪問介護と通所介護)		介護予防 ケアマネジメント	
要支援2	給付のみ		介護予防支援	10, 473単位
	給付 +	事業(訪問介護)		
		事業(通所介護)		
	事業(訪問介護と通所介護)		介護予防 ケアマネジメント	

※上記説明の給付＝総合事業以外の介護予防(給付)サービス